



長労発基0813第1号
令和7年8月13日

長崎地方最低賃金審議会
会長 深 浦 厚 之 殿

長崎労働局長 倉 永 圭 介

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月1日付けをもって、申出代表者 日本基幹産業労働組合
連合会 長崎県本部委員長 中川 俊紀 から最低賃金法（昭和34年法律
第137号）第15条第1項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、
生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第
4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によ
り、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



長労発基0813第2号
令和7年8月13日

長崎地方最低賃金審議会
会長 深 浦 厚 之 殿

長崎労働局長 倉 永 圭 介

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月1日付けをもって、申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 小林 太樹 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



長労発基0813第3号
令和7年8月13日

長崎地方最低賃金審議会
会長 深 浦 厚 之 殿

長崎労働局長 倉 永 圭 介

長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月1日付けをもって、申出代表者 日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部委員長 中川 俊紀 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。